

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業） 第4条 作業所は、次の事業を行う。 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。 〔略〕 （利用対象者） 第7条 就労継続支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者 ・ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第4条 〔同左〕 法第5条第16項に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。 〔略〕 〔同左〕 第7条 〔同左〕 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第16項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者 ・ 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p>	<p>第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、<u>児童デイサービス</u>、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。</p>
<p>2～7 〔略〕</p>	<p>2～7 〔略〕</p>
<p>8～14 〔略〕</p>	<p>8 この法律において「<u>児童デイサービス</u>」とは、障害児につき、<u>児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</u></p>
<p>15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p>	<p>9～15 〔略〕</p>
<p>（支給要否決定等）</p>	<p>16 〔同左〕</p>
<p>第22条 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p>
<p>2・3 〔略〕</p>	<p>第22条 〔略〕</p>
<p>4 市町村は、<u>支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等</u></p>	<p>2・3 〔略〕</p>
	<p>〔新設〕</p>

<p><u>利用計画書の提出を求めるものとする。</u></p>	
<p><u>5 前項の規定によりサービス等利用計画書の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画書に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画書を提出することができる。</u></p>	〔新設〕
<p><u>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画書の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画書を勘案して支給要否決定を行うものとする。</u></p>	〔新設〕
<p><u>7 〔略〕</u></p>	<u>4</u> 〔略〕
<p><u>8 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。</u></p>	<u>5</u> 〔同左〕

【施行期日】平成24年4月1日